

第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

令別表第1に掲げる防火対象物の項の判定を決定するにあたっては、他法令の届出の有無及び名称のみで判断することなく、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を勘案して、火災予防上の実態に即して行うこと。

1 共通事項

(1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟ごと）にその実態に応じて、令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。

(2) 令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次のア又はイに該当するものとする。

ア 機能従属

令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下この項において「令別表対象物」という。）の区分に応じ、別表(イ)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下この項において「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下この項において「従属的な部分」という。）で、次の(ア)から(ウ)までに該当するもの。

- (ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。
- (イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。
- (ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

条件	左欄の運用
(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。	固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であること。
(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。	従属的な部分は、主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの、主用途部分を利用する者の利便を目的としたもの、その他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するものであること。 ①従属的な部分は、主用途部分から通常利用に便なる形態を有していること。 ②従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。
(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のため延長時間を含む。）とほぼ同一であること。

イ みなし従属

主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室などの部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下この項において同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させ

小牧市消防用設備等の指導基準

第2章 防火対象物

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

るものに限る。)の用途に供される部分(以下この項において「(6)項ロ等」という。)を除く。)

なお、この場合、「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」として、(6)項ロ等と(6)項ロ等以外の部分が混在する場合にあっては、当該(6)項ロ等以外の部分のみを「従属的な部分を構成すると認められる部分」として取り扱うこと。また、共用される部分の床面積の按分は、次によること。

(ア) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

(イ) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(ウ) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

- (3) 令第1条の2第2項に規定する「2以上の用途」とは、令別表第1の項を異にする場合のみならず、同一の項であっても、イ、ロ等の細項目を異にする場合も含まれること。

なお、令別表第1(6)項ロ及びハにおける(1)から(5)までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の細項目であり、便宜上、詳細な分類(以下この項において「詳細分類」という。)を設けたものであるため、この詳細分類を異にすることをもって「2以上の用途」とすべきものではないことから、(6)項ロ(又はハ)(1)から(5)までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が一の防火対象物に混在しても、複合用途防火対象物として取り扱わないこと。

- (4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

- (5) 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。

ア 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

イ 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、当該防火対象物は令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

この場合、2以上の令別表対象物の用途に供される場合、一般住宅の用途に供される部分は、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積に応じ按分するものとする。

ウ 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

エ 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は令別表対象物と一般住宅の複合用途防火対象物に該当するものであること。この場合の「おおむね等しい」とは、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 用途面積と住宅面積の差が全体の延べ面積の10%以内のもの

(イ) 用途面積と住宅面積との差が50㎡以内のもの

面積比	判定
住宅部分 > 令別表第1に掲げる用途の部分が50㎡以下	一般住宅
住宅部分 < 令別表第1に掲げる用途の部分	令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物
住宅部分 > 令別表第1に掲げる用途の部分が50㎡超	令別表第1(16)項に掲げる防火対象物
住宅部分 ≒ 令別表第1に掲げる用途の部分	令別表第(16)項に掲げる防火対象物

- (6) 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (7) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。
- (8) 長屋式店舗は、界壁が防火構造であれば各店舗及びその上階の個人住居ごとに一の防火対象物として取り扱う。ただし、法第8条の規定の適用については、一の防火対象物としてみなす。
- (9) 同一敷地内の一般住宅に付属する物置又は車庫は、令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないこと。
- (10) 自家用の農業用収納舎又は作業場は、令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないこと。
- (11) 高架工作物（高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物内をいう。）の下に設ける令別表第1に掲げる防火対象物に付随する駐車用の供する部分で、柵又は塀によって区画された部分は、令別表第1(13)項イに掲げる防火対象物として取り扱うこと。
- (12) 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が、(17)項に掲げる防火対象物に該当する場合は、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。
- (13) スケルトン状態の部分の用途
未使用部分をスケルトン状態（内装仕上げや設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。）のまま、防火対象物の他の部分の使用を開始する場合の当該スケルトン状態の部分の用途については、原則として事前に計画されていた用途によること。

2 複合用途防火対象物の取扱い

- (1) 令別表第1(16)項に掲げる複合用途防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、特定用途に供される部分が存するものであっても、同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること（(6)項ロ等に掲げる防火対象物が存する部分を除く。）。この場合、特定用途に供される部分は、最も延べ面積の割合が大きな用途の従属部分として取り扱うこと。
 - ア 特定用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%未満であること。
 - イ 特定用途に供される部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。



	用途	床面積の合計	延べ面積に対する割合
特定用途部分以外の部分	(5)項口	1,000㎡	1,000÷2,000≒50%
	(15)項	850㎡	850÷2,000≒42%
特定用途部分	(3)項口	150㎡	150÷2,000≒8%

○防火対象物の延べ面積のうち、特定用途部分の床面積の合計が10%未満 かつ、主たる用途以外の独立した用途に供される床面積の合計が300㎡未満
 ○(5)項口の床面積>(15)項の床面積
 (3)項口を(5)項口の従属部分として取り扱う。
 (5)項口 1,000㎡+150㎡=1,150㎡
 ○(5)項口 (1,150㎡) と(15)項 (850㎡) の複合用途防火対象物として取り扱う。

(2) 建築構造が異なる場合の取扱い

用途ごとに建築構造が異なる場合、令第9条の規定により用途ごとに取扱うこととする。

(3) 共用される部分がある場合の取扱い

共用される部分がある場合、当該共用される部分については、それぞれの用途で按分し、消防用設備等の設置を要する部分を求めること。

なお、共用される部分の消防用設備等の設置については、床面積の合計が大となる防火対象物に設置される消防用設備等を設置すること。

3 各項の適用事項

(1) 令別表第1(1)項口に掲げる防火対象物

興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。

(2) 令別表第1(2)項イに掲げる防火対象物

風俗営業等の規則及び業務の（昭和60年国家公安委員会規則第1号）で定める洋式の設備は次によること。

ア キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の5分の1以上であること。

イ カフェの客席は16.5㎡以上であること。

(3) 令別表第1(2)項ロに掲げる防火対象物

ア バッティングセンター、ゴルフ練習場、テニス場、水泳教室、観覧席のない温水プール等は、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。

ただし、モニターにより遊戯を行う施設については、本項として取り扱うこと。

イ ダンスホールの踊場は、おおむね100㎡以上であること。

ウ ダンス教習所は、その踊場がおおむね66㎡以上であり、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。

(4) 令別表第1(2)項ハに掲げる防火対象物

店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち、ソープランド（(9)項イ）、ストリ

小牧市消防用設備等の指導基準

第2章 防火対象物

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

ップ劇場（(1)項イ）、ラブホテル及びモーテル（(5)項イ）、アダルトショップ（(4)項）、テレホンクラブ及び個室ビデオ（(2)項ニ）等、令別表第1に掲げる各用途のうち前掲（ ）書き内に掲げるものに分類されているものについては、本項として取り扱わないこと。

(5) 令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物

ア 個室は、壁等により完全に区画された部分だけではなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。

イ 一の防火対象物に、複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれないこと。

(6) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物

その他これに類するものに該当するか否かの判断については、次のアからエまでに掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能であるかどうかにより判定すること。

ア 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。

イ ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。

ウ 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。

エ 施設利用に対して料金を徴収していること。

(7) 令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物

ア 避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるもの

介護保険法の要介護状態区分3以上の者が、施設全体の定員又は利用者の割合の半数以上の場合をいう。なお、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、単に施設名称、当該用途が存する階が異なる等外形的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態、サービスの提供の実態等から区分できる単位（以下「区分単位」という。）ごとに判定すること。

イ 避難が困難な障害者等を主として入所させるもの

障害者総合支援法の障害程度区分4以上の者がおおむね8割を超えるものをいう。なお、障害程度区分認定を受けていない者については、施設関係者からの聞き取りの結果、障害の程度が重いと認められた場合は、当該者を障害程度区分4以上の者とみなして判断すること。また、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設（例：複数の障害者グループホーム）が存する場合は、区分単位ごとに判定すること。

(8) 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物

ア 介護サービス等（状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。）を提供するサービス付き高齢者向け住宅、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）については、本項として取り扱うこと。

イ 児童クラブ等の学童保育施設において、小学生だけでなく当該小学生の兄弟（就学年齢未満の子供）を受け入れて保育事業がなされる場合については、本項として取り扱うこと（小学生のみを対象とした保育事業が行われているものは、(15)項に該当すること。）。

(9) 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

ア 同一敷地内にあって教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は(7)項として取り扱うこと。

イ 学習塾、そろばん塾、編物教室、料理教室等については、「その他これらに類するもの」に該当すること。ただし、個人教授的なもので学校の形態を有しないものは(15)項に該当すること。

(10) 令別表第1(11)項に掲げる防火対象物

小牧市消防用設備等の指導基準

第2章 防火対象物

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

ア 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。

イ 礼拝堂及び聖堂は、規模形態にかかわらず本項に該当すること。

(11) 令別表第1(13)項イに掲げる防火対象物

ア 未登録の自動車を保管しているものについても本項に該当すること（商品として展示されている場合を除く。）。

イ 駐輪場のうち、自転車のみを保管する部分については(15)項として取り扱い、オートバイを保管する部分については本項として取り扱うこと。

(12) 令別表第1(15)項に掲げる防火対象物

ア 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドー的な利用形態であるショールーム、PRセンター等）は(15)項に該当するものであること。

イ コンテナ型データセンター

輸送用等のコンテナの中にサーバー、電源、通信配線、空調設備その他これらに類するものを格納し、データセンターとして使用するものは(15)項に該当するものであること。なお、他の用途等にも用いている場合には、個別の防火対象物の実情を勘案し、火災予防上の実態に即して総合的に判断すること。

4 届出住宅

届出住宅（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下この項において同じ。）第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。以下この項において同じ。）については、次により取り扱うものであること。

(1) 人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下この項において同じ。）が不在とならない旨（住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号）第4条第3項第10号に規定する旨をいう。以下この項において同じ。）の届出が行われた届出住宅（以下この項において「家主居住型住宅」という。）については、宿泊室

（届出住宅のうち住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項第1号チ(4)に規定する宿泊者の就寝の用に供する室をいう。以下この項において同じ。）の床面積の合計が50㎡以下となるときは、当該家主居住型住宅の部分は、住宅（法第9条の2に規定する住宅の用途に供される防火対象物（令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物（寄宿舎、下宿、又は共同住宅）の部分を含む。）をいう。以下同じ。）として取り扱い、宿泊室の床面積の合計が50㎡を超えるときは、当該家主居住型住宅の部分は、令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものであること。

(2) 家主居住型住宅以外の届出住宅（以下この項において「家主不在型住宅」という。）については、令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものであること。

(3) 一戸建ての住宅において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主居住型住宅又は家主不在型住宅の取り扱いは、当該一戸建ての住宅ごとに判断するものであること。なお、同一敷地内の母屋と離れなどの複数棟の建築物を一の届出住宅として届出がされた場合にあっては、棟ごとに家主居住型住宅又は家主不在型住宅をそれぞれ判断するものであること。

(4) 共同住宅等（令別表防火対象物、複合用途防火対象物及び長屋を含む。以下この項において同じ。）の複数の住戸において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主不在型住宅又は家主居住型住宅の取り扱いは、当該共同住宅等の住戸ごとに判断するものであること。なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅ごとに用途区分判定をした上で、棟ごとにその用途判定を行うこと。

(5) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する

小牧市消防用設備等の指導基準

第2章 防火対象物

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下この項において「40号省令」という。）を適用している防火対象物の住戸において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主不在型住宅又は家主居住型の取扱いは、当該40号省令を適用している防火対象物の住戸ごとに判断すること。

※40号省令を適用することができる防火対象物

① (5)項ロに掲げる防火対象物

② 以下の要件に適合する(16)項イに掲げる防火対象物

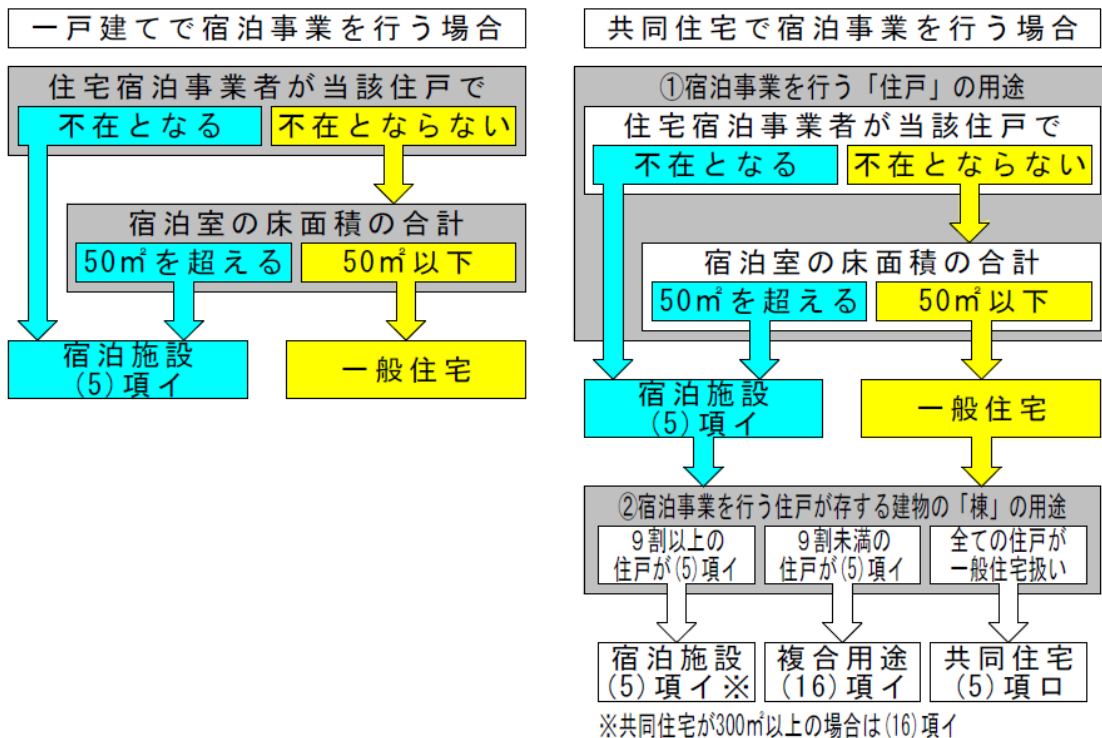
- ・(5)項イ及びロ並びに(6)項ロ及びハ（居住型福祉施設に限る。）の用途以外の用途に供される部分が存しない
- ・住戸利用施設の各独立部分の床面積が100㎡以下
- ・(5)項ロの用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上

(6) 届出住宅以外の防火対象物において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づく許可を受けた営業が行われる場合で、届出住宅と同様の利用形態となることが図面又は書類等により確認できるときは、前(1)から(5)までにより用途判定できるものとする。

(7) 宿泊室の床面積の取扱い

届出住宅における宿泊室の床面積の算定方法は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とし、床の間、押し入れその他これらに類する部分は、宿泊室の床面積には含まれないものであること。

【届出住宅の判定】



小牧市消防用設備等の指導基準

第2章 防火対象物

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

別表

区分		(イ)主たる用途部分	(ロ)従属的用途部分
(1)	イ	舞台部,客席,映写室,ロビー,切符売場,出演者控室,大・小道具室,衣裳部屋,練習室	専用駐車場,売店,食堂,喫茶室,ラウンジ,クローク,展示博物館,プレイガイド,プロダクション観覧場の会議室ホール及びホール,事務室
	ロ	集会室,会議室,ホール,宴会場,舞台部,客席,映写室,ロビー,切符売場,出演者控室,大・小道具室,衣裳部屋,練習室	食堂,喫茶室,専用駐車場,図書室,展示室,クローク,浴室,遊戯室,体育室,遊技室,託児室,サロン,診療室,談話室,結婚式場,事務室
(2)	イ	客席,ダンスフロア,舞台部,調理室,更衣室	託児室,専用駐車場,クローク,事務室
	ロ	遊技室,遊技機械室,作業室,更衣室,待合室,景品場,ゲームコーナー,ダンスフロア,舞台部,客席	売店,食堂,喫茶室,専用駐車場,クローク,談話室,バー,サウナ室,体育館,事務室
	ハ	客室,通信機械室,リネン室,物品庫,更衣室,待合室,舞台部,休憩室,事務室	託児室,専用駐車場,売店
	ニ	客室,客席,更衣室,事務室,倉庫,書棚コーナー	厨房,シャワー室,専用駐車場
(3)	イロ	客席,客室,厨房,宴会場,リネン室	結婚式場,専用駐車場,ロビー,託児所,娯楽室,サウナ室,会議室
(4)		売場,荷さばき室,商品倉庫,食堂,事務室	催物場,写真室,遊技場,結婚式場,専用駐車場,美・理容室,診療室,集会室,託児室,貸衣裳室,料理・美容等の生活教室,現金自動支払機室
(5)	イ	宿泊室,フロント,ロビー,厨房,食堂,浴室,談話室,洗濯室,配膳室,リネン室	娯楽室,宴会場,結婚式場,バー,会議室,両替所,ピヤガーデン,旅行代理店,専用駐車場,美・理容室,診察室,図書室,喫茶室,展望施設,プール,遊技室,催物室,サウナ室
	ロ	居室,寢室,厨房,食堂,教養室,休憩室,浴室,共同炊事場,洗濯室,リネン室,物置,管理人室	売店,専用駐車場,ロビー,面会室,来客用宿泊室
(6)	イ	診療室,病室,産室,手術室,検査室,薬局,事務室,機能訓練室,面会室,談話室,研究室,厨房,付添人控室,洗濯室,リネン室,医師等当直室,待合室,技工室,図書室	食堂,売店,専用駐車場,娯楽室,託児室,理容室,浴室,喫茶室,臨床研究室
	ロ	居室,集会室,機能訓練室,面会室,食堂,厨房,診察室,作業室,浴室,物置,事務室	売店,専用駐車場,娯楽室,託児室,理容室
	ハ	居室,集会室,機能訓練室,面会室,食堂,厨房,診察室,作業室,浴室,物置,事務室	売店,専用駐車場,娯楽室,託児室,理容室
	ニ	教室,職員室,遊戯室,休養室,講堂,厨房,体育館,診察室,図書室	食堂,売店,専用駐車場,音楽教室,学習塾
(7)		教室,職員室,体育館,講堂,図書室,会議室,厨房,研究室,クラブ室,保健室	食堂,売店,喫茶室,談話室,専用駐車場,学生会館の集会室,学童保育室,同窓会及びPTA事務室
(8)		閲覧室,展示室,書庫,ロッカー室,ロビー,工作室,保管格納庫,資料室,研究室,会議室,休憩室	食堂,売店,喫茶室,談話室,専用駐車場,事務室
(9)	イ	脱衣場,浴室,休憩室,体育室,待合室,マッサージ室,ロッカー室,クリーニング室	食堂,売店,専用駐車場,喫茶室,娯楽室,託児室,事務室
	ロ	脱衣場,浴室,休憩室,クリーニング室	専用駐車場,売店,食堂,サウナ室(小規模な簡易サウナ),娯楽室,有料洗濯室,事務室
(10)		乗降場,待合室,運転指令所,電力指令所,手荷物取扱所,一時預り所,ロッカー室,仮眠室,救護室	売店,食堂,旅行案内所,喫茶室,専用駐車場,理容室,両替所,事務室
(11)		本堂,拝殿,客殿,礼拝堂,社務所,集会室	宴会場,厨房,結婚式場,専用駐車場,食堂,売店,喫茶室,図書室,宿泊室(旅館業法の適用のあるものを除く。),娯楽室
(12)	イ	作業所,設計室,研究室,事務室,更衣室,物品庫,製品展示室,会議室,図書室	売店,食堂,専用駐車場,託児室,診療室
	ロ	撮影室,舞台部,録音部,道具室,衣装室,休憩室,客室,ホール,リハーサル室	売店,食堂,専用駐車場,ラウンジ
(13)	イ	車庫,車路,修理場,洗車場,運転手控室	売店,食堂,専用駐車場,事務室
	ロ	格納庫,修理場,休憩室,更衣室	売店,食堂,専用駐車場,事務室
(14)		物品庫,荷さばき室,事務室,休憩室,作業室(商品保管に関する作業を行うもの)	売店,食堂,専用駐車場,展示室
(15)		事務室,休憩室,会議室,更衣室,物品庫(商品倉庫含む。)	売店,食堂,専用駐車場,診療室,喫茶室,娯楽室,体育館,理容室,図書館,展示室,展望施設,託児室

※この表に掲げたものに限定するものではなく、これらに類するものも含む。